マイ・ペイすリボ会員特約

第1条(総則)

JFRカード株式会社(以下「当社」といいます)に対し、本特約および会員規約を承認のうえ、所定の方法で申し込みをし、当社が適当と認めた方をマイ・ペイすリボ会員とします。

第2条(カード利用代金の支払区分)

- 1. 本カードの支払区分は、会員規約第32条にかかわらず、翌月一括払いを指定した場合でも、当該カードショッピング代金が、本会員が次項の支払いコースを指定したときに指定した金額を超えた場合はリボルビング払いとします。なお、マイ・ペイすリボ会員がカード利用の際に2回払い、ボーナスー括払い、回数指定分割払いを指定した場合は、当該利用代金の支払区分はカード利用の際に指定した支払区分となります。ただし、当社が指定する加盟店では、すべて支払区分が翌月一括払いとなる場合があります。
- 2. 本カードの弁済金(毎月支払額)は、会員規約第33条にかかわらず次の通りとします。なお、マイ・ペイすリボ会員が希望し当社が適当と認めた場合には、ボーナス支払月に加算した額を支払う方法とすることができます。

〈元金定額コース(with out方式)〉支払いコースを指定したときに指定した金額(5千円または1万円以上3万円まで1万円単位。ただし、当社が適当と認めた場合は4万円以上1万円単位で指定した金額。また、締切日の残高が指定した金額に満たないときはその金額)に次項に定める手数料を加算した額。

- 3. 手数料額は、下記の方法で算出するものとします。
- ① 支払期日の前々月締切日翌日から前月締切日までの期間におけるリボルビング払いの未請求残高に対し、当社所定の手数料率により1年を365日(閏年は年366日)として日割計算した金額を1カ月分として支払期日に後払いするものとします。
- ② 新規に利用した代金については、利用日から起算して最初に到来する締切日に対する支払期日までの期間は手数料計算の対象としません。

第3条(弁済金の臨時増額)

当社が定める日までに当社所定の方法で本会員が申し出を行い当社が適当と認めた場合は、弁済金(毎月支払額)を増額して支払いすることができるものとします。

第4条(支払方法の中止)

本特約に定める支払方法を取り止める場合は、当社の定める所定の方法で申し出を行うものとします。

第5条(マイ・ペイすリボの設定)

マイ・ペイすリボの設定は、リボルビング払い利用枠の設定がある場合に有効とします。法令の定め、与信判断等により当社が必要と認めリボルビング払い利用枠の設定を取り消した場合、または、会員の申し出によりリボルビング払い利用枠を取り消した場合は、マイ・ペイすリボの設定は取り消すものとします。また、リボルビング払い利用枠を超えてカードを利用した場合は、原則として超過した金額を翌月一括払いの扱いとして支払うものとします。

第6条(会員規約の適用)

本特約に定めのない事項については会員規約を適用します。

《マイ·ペイすリボ リボルビング払いのお支払い例》

■一般カードの場合

※元金定額コース5千円 15.0%(実質年率)

※9月16日~10月15日に50,000円ご利用の場合

		初回お支払い (11月10日)	第2回お支払い (12月10日)
お支払い金額(弁済金)		5,000円	5,092円
	内元金	5,000円	5,000円
	内手数料	0円	92円*1
お支払い後元金残高		45,000円	40,000円

※1 手数料計算方法

45,000円×15.0%×5日(11/11~11/15)÷365*2

※2 日割計算のため、ご利用日・お支払日によって異なります。

■ゴールドカード、プラチナカードの場合

※元金定額コース5千円 12.0%(実質年率)

※9月16日~10月15日に50,000円ご利用の場合

		初回お支払い (11月10日)	第2回お支払い (12月10日)
お支払い金額(弁済金)		5,000円	5,073円
	内元金	5,000円	5,000円
	内手数料	0円	73円*1
お支払い後元金残高		45,000円	40,000円

※1 手数料計算方法

45.000円×12.0%×5日(11/11~11/15)÷365*2

※2 日割計算のため、ご利用日・お支払日によって異なります。